

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

KAWAMOTO CORPORATION
最終更新日：2016年7月1日
川本産業株式会社
代表取締役社長執行役員 川本 武
問合せ先：06(6943)8951
証券コード：3604
<http://www.kawamoto-sangyo.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業として適法性を確保し社会的責任を果たすとともに、「株主重視」の基本方針を全うし続けるため、収益力の向上と財務内容の健全化を図り、長期にわたって企業価値を高めていくことが全社的な基本方針であります。この方針を具体化するために経営の透明化、意思決定の迅速化、公正な経営システムの維持に取り組んでおります。
また、株主・投資家の皆様に対する情報開示については、積極的なIR活動を通じて、ホームページ等における迅速かつ充実した情報提供に取り組んでおり、情報の公正化に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2－2 株主総会における権利行使】

招集通知の発送は、法令の定めに従い発送しております。また、当社は現時点では招集通知発送前にTDnetや自社ホームページに招集通知全文を掲載しておりませんが、今後検討してまいります。

【原則1－2－4 株主総会における権利行使】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は低いため、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【原則1－2－5 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載されている方が有しているものとしておりますので、信託銀行等の名義で株式を有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

【補充原則3－1－2 情報開示の充実】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は低いため、英語での情報の開示・提供は行っておりません。今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－2－1 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、取締役及び執行役員からの提案を隨時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績運動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4－7 独立社外取締役の役割・責務】

社外取締役の選任及び有効な活用については、今後のガバナンス体制の更なる強化のため、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－8－1 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役が複数となった時点で検討してまいります。

【補充原則4－8－2 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役が複数となった時点で検討してまいります。

【補充原則4－10－1 任意の仕組みの活用】

社外取締役の選任及び有効な活用については、今後のガバナンス体制の更なる強化のため、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－12－1 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前及び第3四半期の開始前に半年先までの開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。現在は議題の要約を事前配布していますが、今後必要に応じてより詳細な資料の事前配布を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】

当社における政策保有株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものです。保有株式については、採算状況等を踏まえ保有方針の見直しを行い、保有方針及び議決権行使方針を継続的に検証することとしております。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。

【原則3－1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ

当社は、「我が社は常に進歩を求め、社会の保健衛生の向上と、豊かな衣生活の充実のため、堅実な発展を続ける」と経営理念を定めております。

2. コーポレートガバナンス・コードに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部及び取締役の報酬決定方針と手続き

株主総会で決議された取締役の報酬限度額、役職毎の社内基準、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。

4. 経営陣幹部、取締役候補者及び監査役候補者の選任方針と手続き

経営陣幹部及び取締役候補者の選任方針については、適確かつ迅速な意思決定、リーダーシップ、必要な知識・経験、適切なリスク管理、会社の各機能をカバーできるバランス・能力等を総合的に考慮して、取締役会にて決定しております。

監査役候補者の選任方針については、取締役の業務執行を監査するにあたり必要となる豊富な経験、財務・会計に関する知見並びに当社及び当社の属する業界に関する知識等を総合的に考慮して、取締役会にて決定しております。

5. 上記4. を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明補充

上記4. に基づき取締役会にて決定し、参考書類にて説明しております。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会の決議をもって決定する事項を社内規定に定め、法令・定款・社内規定に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・社内規定に基づき、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役については、会社の事業規模等を勘案し、今後検討してまいります。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役候補者を選定する方針です。今後、必要に応じて当社独自の独立性判断基準の策定を検討してまいります。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性並びに規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう総合的に考慮し、取締役会にて決定しております。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外監査役の兼任状況について、招集通知や有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、今後、検討してまいります。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得するために、自らセミナー・外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するようIR活動に努めています。IR活動は管理本部長が統括し人事総務部が行っており、必要な情報は関係部署から収集し、取りまとめた上で、ホームページ等を通じて発信しております。株主との対話を通じて得られた株主の意見等は適宜集約し、経営陣や関係部署にフィードバックし、情報の共有を図っております。またインサイダー情報については、社内規定に基づき管理しており、窓口となる人事総務部では、株主との対話に際してインサイダー情報を認識し、対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TK	600,000	10.00
株式会社ヘルスケア・キャピタル	394,800	6.58
川本 武	296,000	4.93
カワモト取引先持株会	288,300	4.80
株式会社みずほ銀行	249,500	4.15
株式会社三菱東京UFJ銀行	249,500	4.15
株式会社りそな銀行	175,000	2.91
川本 洋之助	170,800	2.84
川本社員持株会	151,150	2.51
第一生命保険株式会社	100,000	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

【補足説明】[更新](#)

大株主の状況は、平成28年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 繊維製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

9名

定款上の取締役の任期

2年

取締役会の議長

社長

取締役の人数

4名

社外取締役の選任状況

選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計及び内部統制の監査人は、「新日本有限責任監査法人」を選任しており、期中及び決算処理並びに内部統制の監査を受けております。「内部監査室」は、監査計画に基づき、業務及び内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果は取締役会へ報告を行うとともに各部門に改善・改良の指示を行っております。監査役は、「内部監査室」から「内部監査結果報告書」の提示による報告を受けるとともに、必要に応じてヒアリング及び意見交換を行っております。なお、平成28年6月28日開催の株主総会をもって、「新日本有限責任監査法人」は任期満了により退任し、新たに「太陽有限責任監査法人」を選任しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日上 俊彦	他の会社の出身者													
親泊 伸明	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日上 俊彦	○	同氏は、弊社の取引先又はその出身者、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者、弊社が寄附を行っている先又はその出身者には該当いたしません。弊社は、同氏が代表を務める「ヒカリ経営研究所」との取引はなく、独立性は確保されています。	経営コンサルタントとして長年の実績があり、経営全般にわたる提言・助言を得るために社外監査役に選任いたしました。なお、同氏が、一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性を確保できるものと判断し、監査役会・取締役会それぞれの決議を経て独立役員に指定いたしました。同氏は、独立性に関する開示加重要件(上場規則施行規則第211条第4項第5号a、第266条第4項第5号a)には該当しております。

親治 伸明	○	同氏は、弊社の取引先又はその出身者、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者、弊社が寄付を行っている先又はその出身者には該当いたしません。弊社は、同氏が代表社員を務める「ウイル税理士法人」との取引ではなく、独立性は確保されております。	せん。 会計・税務コンサルタントとして長年の実績があり、経営全般にわたる提言・助言を得るために社外監査役に選任いたしました。なお、同氏が、一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、独立性を確保できるものと判断し、監査役会・取締役会それぞれの決議を経て独立役員に指定いたしました。同氏は、独立性に関する開示加重要件(上場規則施行規則第211条第4項第5号a、第266条第4項第5号a)には該当しておりません。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、長期的な視野に立った経営の観点から、安定的な役員報酬制度を取り入れており、現時点では、実績連動型の報酬制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

役員報酬
取締役に支払った報酬 66,640千円
監査役に支払った報酬 17,578千円
(うち社外監査役) (6,528千円)
合計 84,218千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等の額の方針は、定款に株主総会の決議によって定めるとしており、その方針に則り、取締役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第67期定時株主総会において、年額180,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議し、監査役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第67期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役及び執行役員は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役(社外監査役を含む)に都度報告することとし、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び執行役員に対して報告を求めることができるとしております。また、監査役は代表取締役と定期的に会合を行うことにより、意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

監査役設置会社として、取締役による意思決定、執行役員による業務執行、監査役による適正な監査及び経営監視等の経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンス体制の充実が図れる体制を整えております。

(1)取締役会

取締役会は、取締役4名で構成されており、「取締役会規程」に基づいて、経営の基本方針、業務の意思決定及び業務執行の監督を行う機関と位置づけて、監査役出席の上で運営しております。基本的に月1回定時に開催するほかに、必要に応じて適時に開催しております。

(2)監査役会

監査役会は、監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成されております。「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づいて、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する適法性及び妥当性の検証を行う立場として、互いに独立性を保ちながら監査を行っております。基本的に月1回定時に監査役会を開催するほかに、必要に応じて適時に開催しております。

(3)会計監査人

会計監査人は、「新日本有限責任監査法人」を選任しており、公認会計士の井上正彦氏と松浦大氏の両氏が業務執行社員として指定されております。平成28年3月期の業務執行社員以外の監査従事者は、公認会計士5名、その他6名で構成されております。なお、平成28年6月28日開催の株主総会をもって、「新日本有限責任監査法人」は任期満了により退任し、新たに「太陽有限責任監査法人」を選任しております。

(4)内部監査体制

内部監査体制は、「内部監査室」を設置しており、「内部監査規程」の基準に則って作成した監査計画書に基づき、部門別に定期的監査を実施し、会計、業務及び内部統制の実施状況の監査を行い、その結果は「内部監査結果報告書」に取りまとめて取締役会に報告し、必要に応じて改善勧告を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行の体制といたしましては、執行役員制度をとっており、「取締役会」で決定した経営の基本方針に基づいて、執行役員に権限移譲するとともに執行状況を監督することで、意思決定と業務執行の役割を分離し、機動的な業務の執行と責任を明確にする体制をとっています。経営監視の体制といたしましては、監査役(社外監査役を含む)が、独立・公正な立場で、取締役の職務執行に対する適法性及び妥当性の検証を行う体制を維持しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

上場後の定時株主総会は、株主の皆様の利便性を考慮して、各年度ともに第一集中日以外の日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページにおいて、財務実績・適時開示資料・決算短信・有価証券報告書・沿革及び事業概要等を掲載しております。
(<http://www.kawamoto-sangyo.co.jp>)

IRに関する部署(担当者)の設置

人事総務部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

会社の基本方針としてCSR活動の推進を掲げており、環境保護・地域社会への貢献・ステークホルダー(利害関係者)への公平な利益の還元及びコンプライアンス(法の遵守)など、社会の一員として果たすべき責任を常に念頭に置き、社内制度の改革・整備及び啓発活動を継続的に実施しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方とは、コンプライアンスを重視しており、常に適法性・効率性を念頭に置き、リスクの抽出及び管理体制の強化に努めています。万一経営リスクが発生した場合の影響を極小化することに努めるため、「経営リスク管理規程」を定め、経営リスク管理責任者を任命し、経営リスク管理に関する計画策定・実施及び継続的改善、また外部の機関との連絡・連携等経営リスクの管理のためのすべての体制構築及び維持を行い、迅速で正確な対応に努めることとしております。今後、さらに潜在的な経営リスクの洗い出しを行い、影響度・緊急性・重要度を測定の上で対応策の協議を行い、一層のリスク管理体制の強化に努めてまいります。

(整備状況)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は常に法令及び定款遵守を念頭に置いて行動し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令及び定款違反行為を未然に防止することとする。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき、議事の経過の要領を議事録に記載又は記録し所定の手続きを経た上で、当会社本社に10年間据え置くものとし、その他の重要な事項は「文書管理規程」に基づき保管及び管理することとする。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

(1)当社は、経営リスクへの適切な対応を行うとともに、万一経営リスクが発生した場合の影響を極小化することに努めるため、「経営リスク管理規程」を定め、経営リスク管理責任者を決定し、同責任者は経営リスク管理に関する計画策定・実施及び継続的改善、また外部の機関との連絡・連携等経営リスク管理のためのすべての体制構築及び維持を行うものとする。

(2)危機管理体制の基礎として、「危機管理規程」を定め、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

(3)今後、さらに潜在的な経営リスクの洗い出しを行い、「リスク識別表」を作成・管理し、影響度・緊急性・重要度を測定の上で、対応策の協議を行い、一層の経営リスク管理体制の強化に努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項について、審議を経て決定を行う機関として取締役会を開催する。月1回の定期開催に加えて、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業として社会的責任を果たすため遵守すべき基本的な事項を「行動規範」に定め、運用することとする。

(2)内部監査部門として執行部から独立した内部監査室を置き、業務監査とともにコンプライアンスに関する監査を行い、使用人の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに代表取締役及び監査役に報告することとする。

(3)取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査役に報告することとする。

(4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制は、通常業務体制の報告経路から独立した体制として、人事総務部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づき、その運用を行うこととする。

(5)監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役の職務を遂行する上で補助すべき使用人が必要な場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(2)監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に問わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(2)社内通報に関する規定を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令に対する適合性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを重視しており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、断固たる姿勢で関係排除に取り組むこととする。

(整備状況)

反社会的勢力による不当要求事案の発生時は、管理本部人事総務部を対応部署として、必要に応じて警察や顧問弁護士等と緊密に連絡をとり、速やかに対処できる体制を構築しております。外部専門機関の「大阪府警東警察署管内企業防衛対策協議会」に加盟し、定期的及び随時連絡をとり、反社会的勢力からの働きかけに対する適切な対応方法の指導・アドバイスを受けております。また、同協議会の研修会に参加することで、各種関連情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

